

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案（仮称）

法案全体の構成（素案）

目的

海に囲まれた我が国においては、災害時等における医療を確保する上で、船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進すること。

基本理念

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生した場合に、被災地において必要とされる医療を、船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、被災地の医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害から保護することに資することを旨として、行わなければならないこと。

責務

- 国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有すること。

基本方針

- ① 船舶を活用して提供される医療と陸上にある医療施設において提供される医療との役割分担及び相互の連携協力の確保
- ② 災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者による保有を含む。）
- ③ 船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等の人材育成
- ⑤ 船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給の確保
- ⑥ 離島等における巡回診療、国際緊急援助活動その他②の船舶の災害時以外における効果的な活用
- ⑦ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
- ⑧ その他

必要な措置

- 政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な措置を講ずること。
- 必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年（仮）以内を目指として講じなければならないこと。

推進体制

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部を設置し、本部は必要な法律案及び政令案の立案等を行うこと。
【本部長】内閣総理大臣 【本部員】他の国務大臣
- 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 本部に事務局を置くこと。